

議案第 33 号

東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例施行規則の廃止について

東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例施行規則を廃止することについて、次のとおり提案する。

令和 3 年 12 月 23 日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

令和 3 年度末をもって西志和小学校が統廃合されることに伴い、学社融合施設である西志和コミュニティハウスを廃止し、西志和地域センターに移管するため、この案を提出するものである。

2 制定案

別紙のとおり

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例（平成 17 年条例第 14 号）

第 12 条 この条例に定めるもののほか、コミュニティハウスの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例施行規則を廃止する規則をここに
公布する。

令和 年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例施行規則（平成17年東広島市教育委員会規則第21号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。